㈡　当分の間、保護の実施機関についての特例の対象に日常生活支援住居施設に入所している者を追加するものとした。（附則第一六項関係）

三　社会福祉法の一部改正関係

1　住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の規制の強化

㈠　住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始する場合において、市町村又は社会福祉法人は、事業開始の日から一月以内に、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置する地の都道府県知事に、施設の名称等を届け出なければならないものとした。（第六八条の二関係）

㈡　都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならないものとした。（第六八条の五第一項関係）

㈢　社会福祉住居施設には、専任の管理者を置かなければならないものとした。（第六八条の六関係）

四　児童扶養手当法の一部改正関係

1　支払期月の改正

児童扶養手当の支払期月を毎年一月、三月、五月、七月、九月及び一一月の六期とすることとした。（第七条第三項関係）

2　支給制限の適用期間の改正

児童扶養手当の支給制限の適用期間等をその年の一一月から翌年の一〇月までとすることとした。（第九条第一項、第九条の二～第一一条及び第一二条第一項関係）

五　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第八条関係）

2　経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第七条及び第九条～第二四条関係）

3　施行期日

この法律は、平成三〇年一〇月一日から施行するものとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとした。

㈠　二の3　公布の日

㈡　一の3及び4　平成三一年四月一日

㈢　四の1　平成三一年九月一日

㈣　二の1及び8㈡並びに三　平成三二年四月一日

㈤　二の4　平成三三年一月一日

4　進学準備給付金の支給に関する特例

進学準備給付金の支給に関する規定は、平成三〇年一月一日から適用するものとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（厚生労働省）

1　厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡等をすることができないこととされている機械等である安全帯を墜落制止用器具に改めることとした。（第一三条第三項第二八号関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成三一年二月一日から施行することとした。

◇生活保護法施行令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（厚生労働省）

1　進学準備給付金の支給について準用規定を設けることとした。（本則関係）

2　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十一号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

目次中「第三節　簡易生命保険管理業務（第十六条―第十八条）」を「第三節　簡易生命保険管理業務（第十六条―第十八条の二）」に、「第四節　郵便局ネットワーク支援業務（第十八条の二―第十八条の六）」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

第三条中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に、「履行し、もって郵政民営化に資する」を「履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与する」に改める。

第六条第二項中「一人」を「二人」に改める。

第九条第一項第一号中「その」を「日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の」に、「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。）又は関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。）の役員

第九条第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

第十条中「職員は」の下に「、第十三条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便貯金管理業務」という。）並びに同条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務（以下「簡易生命保険管理業務」という。）に関する職務を行うに際しては」を加える。

第十三条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　郵便局ネットワークの維持の支援に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ　郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

ロ　拠出金を徴収すること。